

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人税	〔経済活性化・国際競争力の強化〕	<p>1. 減価償却制度の見直し</p> <p>(1) 残存価額の廃止 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産について、残存価額(現行 10%)を廃止する。 この場合の定率法の償却率は、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍した数とする。</p> <p>(2) 償却可能限度額の廃止</p> <p>① 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産については、耐用年数経過時点で 1 円(備忘価額)まで償却できることとする。 なお、定率法を採用している場合には、定率法により計算した減価償却費が一定の金額(※)を下回るときに償却方法を定率法から定額法に切り替えて減価償却費を計算することとする。 これにより定率法を採用している場合にも、耐用年数経過時点で 1 円まで償却できることとする。 ※ 一定の金額 耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却するものと仮定して計算した金額をいうが、納税者の事務負担を考慮し、取得価額に一定の割合を乗じて計算できるように、モデルケース(初年度は期首に取得し、その後に減価償却費の過不足額がないケース)を用いて、耐用年数ごとに一定の割合を定めておくこととする。</p> <p>② 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の 95%)まで償却した事業年度等の翌事業年度以後 5 年間で均等償却ができることとする。</p> <p>(3) 法定耐用年数の見直し</p> <p>① フラットパネルディスプレイ製造設備 ② フラットパネル用フィルム材料製造設備 ③ 半導体用フォトレジスト製造設備 以上の3設備の耐用年数を5年に短縮する。</p> <p>◆ なお、平成 20 年度税制改正に向け、減価償却資産の使用の実態等について更に調査・分析を進め、法定耐用年数や資産区分の見直し、法定耐用年数の短縮特例制度の手続簡素化について検討する。</p> <p>◆ 固定資産税(償却資産税)については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持する。</p> <p>2. 中小企業・ベンチャー支援</p> <p>(1) 特定同族会社の留保金課税制度 適用対象法人から、資本金の額又は出資金の額が1億円以下である会社を除外する。</p> <p>(2) 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度 適用除外基準である「基準所得金額」を 1,600 万円(現行 800 万円)に引き上げる。</p> <p>(3) 中小企業等基盤強化税制 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に規定する認定計画に従って同法に規定する地域産業資源活用事業を行う中小企業で、その地域産業資源活用事業につき一定の基準に適合することの確認を受けたものが取得等をする当該認定計画に定める機械装置を対象に加える。</p>	<p>平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産につき適用</p> <p>平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人税につき適用</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法 人 税	〔経済活性化・国際競争力の強化(続)〕	(4) 地域産業活性化支援税制の創設 青色申告書を提出する法人で、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に規定する同意基本計画に定められた集積地域内において一定の業種に属する事業を営むものが、同法の施行の日から平成21年3月31日までの間に、当該集積地域内において、当該法人が同法の承認を受けた企業立地計画に定められた一定の機械装置及び工場用の建物等の取得等をして、事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合には、その取得価額の15%相当額(建物等については8%相当額)の特別償却ができることとする。	
	〔土地税制〕	1. 特定資産の買換えの場合等の課税の特例 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えの 適用期限を2年延長 する。	
	〔国際課税〕	1. 移転価格税制 租税条約の相手国との相互協議に係る納税猶予制度(更正又は決定に係る国税及びその加算税の額)を創設する。 2. 組織再編成に伴う国際的な租税回避を防止するため一定の措置を講ずる。	平成19年4月1日以後に行われる申請について適用 平成19年10月1日以後に行われる合併等について適用
	〔円滑・適正な納税のための環境整備〕	1. 税務手続の電子化促進措置 (1) 源泉徴収票等の電子交付の対象書類の追加 源泉徴収義務者が納税者に電磁的方法により交付できる書類の範囲に次の書類を追加する。 ① 公的年金等の源泉徴収票及び支払明細書 ② 退職所得の源泉徴収票及び支払明細書 ③ オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書 ④ 配当等とみなす金額に関する支払通知書	平成20年1月1日以後に交付するこれらの書類について適用
	〔その他の政策税制〕	1. 再チャレンジ支援寄附金税制の創設 法人が、次の①及び②の寄附金を支出した場合には、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、当該損金算入限度の範囲内で損金算入ができる。 ただし、限度額の計算は、特定公益法人及び認定NPO法人に対する寄附金と合わせて行うものとする。 ① 地域再生法に規定する地域再生計画の認定を受けた地方公共団体(認定地方公共団体)が指定する会社により行われる障害者の雇用の機会の確保など当該認定地域再生計画に記載された一定の事業に充てられる寄附金(その認定地方公共団体が証明をしたものに限る。) ② 次世代育成支援対策に取り組む会社等に対する助成事業など認定地域再生計画に記載された一定の事業で認定地方公共団体が指定する公益法人により行われるものに関連する寄附金(当該認定地域再生計画に定められた地域内に、寄附者及び公益法人の本店、支店、工場、営業所、事務所等が所在するものに限る。)	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人税	[その他の政策税制 (続)]	<p>2. 中小企業等基盤強化税制 所定の見直しをした上で、適用期限を2年延長する。</p> <p>3. 医療用機器等の特別償却 次の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。 (1) 青色申告書を提出する法人で医療保険業を営むものが、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に、療養病床等を介護老人保健施設等とするための増築又は改築をした場合には、その用に供した日を含む事業年度におけるその増築又は改築により取得等をした介護老人保健施設等の基準取得価額の15%相当額の特別償却ができる措置を加える。 (2) 救急医療機器に係る特別償却率の上乗せ措置を廃止するとともに、特定医療用建物の割増償却に係る措置を除外する。 (3) 建替え病院用等建物に係る措置について、医療の提供体制の整備に資するための基準を見直す。</p> <p>4. 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度 適用期限を2年延長する。</p> <p>5. 優良賃貸住宅等の割増償却制度 改良優良賃貸住宅に係る措置を除外するとともに、高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置に係る割増償却率を36%(耐用年数35年以上であるものについては50%)から28%(耐用年数35年以上であるものについては40%)に引き下げたうえで、適用期限を2年延長する。</p> <p>6. 協同組合等の貸倒引当金の特例の適用期限を2年延長する。</p>	
	[その他]	<p>1. 合併等の対価の範囲の追加 合併等対価の柔軟化によりいわゆる三角合併等が可能となることに伴い、組織再編成税制について、適格合併、適格分割又は適格株式交換の要件及び被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰り延べるか否かを判定する要件である合併等の対価の範囲に、合併法人等の親法人(合併等の直前に合併法人等の発行済株式の全部を直接に保有し、かつ、当該合併等後にその発行済株式の全部を直接に継続して保有することが見込まれる法人をいう。)の株式のみが交付される場合の当該株式を加える。</p> <p>2. リース取引の整備 (1) ファイナンス・リースに該当するリース取引のうち、リース期間終了の時にリース資産が無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるものであること等の要件に該当しないもの(以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。)は、売買取引とみなす。 (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法(償却期間をリース期間とし、残存価額をゼロとする定額法をいう。)とする。 (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人についてリース料の総額から原価を控除した金額(以下「リース利益額」という。)のうち、実質的に受取利息と認められる部分の金額(リース利益額の20%相当額)を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額をリース期間にわたって均等額により収益計上することができることとする。</p>	<p>平成19年5月1日以後に行われる合併等につき適用</p> <p>平成20年4月1日以後に締結するリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引につき適用</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期											
法 人 税	〔その他(続)〕	<p>(4) 平成 20 年 4 月 1 日前に締結したリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産について、同日以後に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できることとする。</p> <p>(5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱うことその他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3. 棚卸資産の評価の整備</p> <p>(1) 低価法を適用する場合における評価額は、事業年度末における価額とする。</p> <p>(2) トレーディング目的の棚卸資産については、時価により事業年度末の評価を行う。</p> <p>4. 役員給与の整備</p> <p>(1) 定期同額給与 職制上の地位の変更等により改定がされた定期給与についても定期同額給与として取り扱うことを明確化する。</p> <p>(2) 事前確定届出給与 届出期限を役員給与に係る定めに関する決議をする株主総会等の日から1月を経過する日(その日が職務執行を開始する日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日後である場合には、当該4月を経過する日)とするほか、同族会社以外の法人が定期給与を受けていない役員に対して支給する給与について、届出を不要とする。</p>												
所得税・個人住民税	〔経済活性化・国際競争力の強化〕	<p>1. 減価償却制度の見直し</p> <p>(1) 残存価額の廃止 (2) 償却可能限度額の廃止 (3) 法定耐用年数の見直し</p> <p>} (再掲につき詳細略します)</p> <p>2. 中小企業・ベンチャー支援</p> <p>(1) 特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例 いわゆるエンジェル税制につき、「特定中小会社の要件緩和」措置を講ずる。 → 詳細は略します。</p>												
	〔金融・証券税制〕	<p>1. 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率</p> <p>上場株式等の配当等に係る軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)の特例の適用期限を1年延長する。</p>												
	〔住宅・土地税制〕	<p>1. 住宅税制</p> <p>(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例の創設</p> <p>住宅の取得等をして平成 19 年又は平成 20 年に居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例を創設する。この特例は、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率については、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> <th>住宅借入金等の年末残高</th> <th>適用年・控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年</td> <td>15年間</td> <td>2,500 万円以下の部分</td> <td>1～10 年目・・・0.6% 11～15 年目・・・0.4%</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年</td> <td>同上</td> <td>2,000 万円以下の部分</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率	平成 19 年	15年間	2,500 万円以下の部分	1～10 年目・・・0.6% 11～15 年目・・・0.4%	平成 20 年	同上	2,000 万円以下の部分	同 上
居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率											
平成 19 年	15年間	2,500 万円以下の部分	1～10 年目・・・0.6% 11～15 年目・・・0.4%											
平成 20 年	同上	2,000 万円以下の部分	同 上											

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	〔住宅・土地税制(続)〕	<p>ロ. 二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の計算の調整措置その他所要の措置を講ずる。</p> <p>② 住宅の増改築に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、現行、適用対象となっている大規模の修繕又は模様替え等に加え、大規模の修繕又は模様替えに至らない工事のうち、一定のバリアフリー改修工事(上記①の(注1))を適用対象に加える。</p> <p>◆ 住宅のバリアフリー改修促進税制については、今後の適用状況を踏まえつつ、高齢者等の安心・安定した居住環境の確保や税制としての適切な支援のあり方等の観点から、今後引き続き検討を行う。</p> <p>(3) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換資産である家屋の床面積要件の上限(現行 280 m²)を撤廃したうえ、適用期限を3年延長する。</p> <p>(4) 相続等により取得した居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例を廃止する。</p> <p>(5) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を3年延長する。</p> <p>(6) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を3年延長する。</p> <p>2. 土地税制・・・(略)</p>	<p>増改築等をした居住用家屋を平成19年4月1日以後に自己の居住の用に供する場合につき適用</p> <p>平成19年4月1日以後に行う居住用の財産の譲渡につき適用</p> <p>同上</p>
	〔円滑・適正な納税のための環境整備〕	<p>1. 電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の創設</p> <p>電子証明書を取得した個人が、平成19年分又は平成20年分の所得税の納税申告書の提出を、その者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を付して各年の翌年3月15日までに電子情報処理組織を使用して行う場合には、一定の要件の下、その者のその年分の所得税の額から5,000円(その年分の所得税の額を限度とする。)を控除する。</p> <p>なお、平成19年分に本税額控除の適用を受けた者は、平成20年分においては、その適用を受けることはできない。</p> <p>◆ 出国のため平成20年1月4日前に平成19年分の所得税の納税申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行った者は、同日から1年以内に更正の請求をすることにより、本税額控除額の還付を受けることができることとする。</p> <p>2. 税務手続の電子化促進措置</p> <p>(1) 電子申告における第三者作成書類の添付省略</p> <p>所得税の納税申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う際に、次に掲げる第三者作成書類の記載事項を入力して送信することにより、送付等の方法による当該書類の添付等を省略することができることとする。</p> <p>この場合において、税務署長は原則として確定申告期限から3年間、その内容確認のために当該書類の提出を求めることができることとする。</p> <p>① 医療費の領収書 ② 社会保険料控除の証明書 ③ 小規模企業共済等掛金控除の証明書 ④ 生命保険料控除の証明書 ⑤ 地震保険料控除の証明書 ⑥ 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票 ⑦ 特定口座年間取引報告書</p>	<p>平成20年1月4日以後に平成19年分の所得税の納税申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合につき適用</p> <p>平成20年1月4日以後に平成19年分以後の所得税の納税申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合につき適用</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	〔円滑・適正な納税のための環境整備(続)〕	<p>(2) 源泉徴収票等の電子交付の対象書類の追加 → 再掲につき詳細略します。(P2 中段参照)</p> <p>(3) 源泉徴収関係書類の電子提出 給与等、退職手当等又は公的年金等(以下「給与等」という。)の支払を受ける者は、税務署長の承認を受けた給与等の支払をする者に対し、次に掲げる源泉徴収関係書類について、書面による提出に代えて電磁的方法による提出を行うことができることとする。 この場合において、当該給与等の支払を受ける者は、源泉徴収関係書類を提出したものとみなす。</p> <p>① 給与所得者の扶養控除等申告書 ② 従たる給与についての扶養控除等申告書 ③ 給与所得者の配偶者特別控除申告書 ④ 給与所得者の保険料控除申告書 ⑤ 退職所得の受給に関する申告書 ⑥ 公的年金等の受給者の扶養控除等申告書</p> <p>(4) 電子署名の省略 電子情報処理組織により申請等を行う際に送信する電子署名及びその電子署名に係る電子証明書につき、その電子署名が次に掲げる者に係るものである場合には、その電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととする。</p> <p>① 税理士等が依頼を受けて税務書類を作成し、依頼者に代わって電子情報処理組織により申請等を行う場合のその依頼者 ② 源泉所得税の徴収高計算書の送信を行う者 ③ 税務署等の端末を使用して電子情報処理組織により申請等を行う者</p> <p>(5) 電子申請等証明制度の創設 電子情報処理組織により申請等を行った者の請求があった場合には、税務署長等は、電子情報処理組織により行った一定の申請等の日付、名称及びその送信した内容についての証明を電子情報処理組織を使用して行わなければならないこととする。</p> <p>3. 納付委託 国税等の納付手続について、国税を納付しようとする者が一定の納付書に基づき納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができることとする。(いわゆる「コンビニ納付」が認められた。)</p> <p>4. 支払調書及び源泉徴収制度の対象となる報酬・料金等の範囲に、通訳に係る報酬・料金を追加する。(平成19年7月1日以後に支払われる通訳に係る報酬・料金につき適用)</p>	<p>税務署長の承認を受けた給与等の支払をする者に対し、平成19年7月1日以後に提出する源泉徴収関係書類につき適用</p> <p>①及び②は平成19年1月4日以後に、③は平成20年1月4日以後に電子情報処理組織により申請等を行う場合につき適用</p> <p>平成20年1月4日以後に行う請求につき適用</p> <p>平成20年1月4日以後に納付委託をする場合に適用</p>
	〔その他の政策税制〕	<p>1. 再チャレンジ支援寄附金税制の創設 個人が次の寄附金を支出した場合には、当該寄附金は所得税法の特典寄附金とみなして寄附金控除の適用を認める。 → 次世代育成支援対策に取り組む会社等に対する助成事業など認定地域再生計画に記載された一定の事業で認定地方公共団体が指定する公益法人により行われるものに関連する寄附金(当該認定地域再生計画に定められ地域内に、寄附者及び公益法人の本店、支店、工場、営業所、事務所等が所在するものに限る。)</p> <p>2. 医療用機器等の特別償却制度の見直しを行ったうえ、適用期限を2年延長する。→ 再掲につき詳細略します。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	〔その他の政策税制 (続)〕	3. 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、次の措置を講ずる。 (1) 重要文化財を国等又は地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、適用期限を撤廃する。 (2) 重要文化財に準ずる文化財のうち一定のものを国等に譲渡した場合の課税の特例について、適用期限を5年延長する。	
	〔その他〕	1. 寄附金控除 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の 40% (現行 30%)に引き上げる。 2. リース取引の整備 →再掲につき詳細略します。 3. 棚卸資産の評価の整備 → 〃	
相続税・贈与税	〔中小企業・ベンチャー支援〕	1. 取引相場のない種類株式の相続税等の評価方法の明確化 会社法の施行により発行が容易になった株主総会での議決権がない株式等の種類株式のうち、中小企業の事業承継において活用が期待される次のものについて、その評価方法を明確化する。 (1) 配当優先の無議決権株式・・・普通株式と同様に評価 (2) 社債類似株式・・・社債に準じた評価 (3) 拒否権付株式・・・普通株式と同様に評価 2. 取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設 相続時精算課税制度について、推定相続人の一人(受贈者)が、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に 取引相場のない株式等の贈与 を受けるときは、次の要件を満たすときに限り 60歳(本則65歳)以上の親からの贈与 についても同制度を適用することとし、 2,500万円 の非課税枠を 500万円上乗せし3,000万円 とする等の措置を講ずる。 (1) 当該会社の発行済株式等の総額(相続税評価額ベース)が20億円未満であること。 (2) 次のすべての要件をこの特例を選択した時から4年を経過する時において満たしていること。 ① 当該受贈者が当該会社の発行済株式等の総数の 50%超 を所有し、かつ、議決権の 50%超 を有していること。 ② 当該受贈者が当該会社の代表者として当該会社の経営に従事していること。 (3) その他所要の要件を満たすこと。	
	〔円滑・適正な納税のための環境整備〕	1. 相続税の配偶者の税額軽減措置の見直し 配偶者が仮装又は隠ぺいしていた財産を配偶者以外の相続人等が取得した場合には、当該仮装又は隠ぺいしていた財産に伴い増加する税額について、当該税額軽減措置は適用しないこととする。 2. 生命保険金等の範囲の見直し (1) 相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税を課税する保険金の範囲に、わが国の保険業法の免許等を受けていない外国の保険業者と締結された生命保険契約又は損害保険契約に係る保険金を加える。 (2) 相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税を課税する保険金に類する共済金の範囲に、中小企業等協同組合法の特定共済組合及び特定共済組合連合会の締結した生命共済等に係る共済金を加える。	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
相続税・贈与税	〔その他の政策税制〕	<p>1. 再チャレンジ支援寄附金税制の創設</p> <p>相続又は遺贈により財産を取得した者が相続税の申告期限までに次の寄附金を支出した場合には、その者又はその者の親族等の相続税等の負担が不当に減少すると認められる場合を除き、当該寄附金の額を相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。</p> <p>→ 次世代育成支援対策に取り組む会社等に対する助成事業など認定地域再生計画に記載された一定の事業で認定地方公共団体が指定する公益法人により行われるものに関連する寄附金(当該認定地域再生計画に定められ地域内に、寄附者及び公益法人の本店、支店、工場、営業所、事務所等が所在するものに限る。)</p>	
所得、法人、相続税	〔信託税制〕	<p>1. 信託法の改正による新たな類型の信託への対応</p> <p>(1) 受益信託発行信託</p> <p>① 受益証券発行信託(2(1)に該当するものを除く。)のうち次の要件を満たすもの(以下「特定受益証券発行信託」という。)の信託財産に帰せられる収入及び支出については、受託者段階で課税せず、受益者が受ける収益の分配について所得税又は法人税を課税する。</p> <p>イ. 受託者が税務署長の承認を受けた法人であること。</p> <p>ロ. 信託に係る未分配利益の額が信託の元本総額の1,000分の25相当額以下であること。</p> <p>ハ. 各計算期間が1年以下であること。</p> <p>② 受益証券発行信託の収益の分配については、次のとおり取り扱う。</p> <p>イ. 個人受益者が受ける収益の分配は配当所得として、その受益証券の譲渡による所得は株式等に係る譲渡所得等として所得税を課税する。</p> <p>また、特定受益証券発行信託の収益の分配については、配当控除に関する規定は適用しない。</p> <p>ロ. 特定受益証券発行信託の法人受益者が受ける収益の分配については、受取配当等の益金不算入に関する規定は適用しない。</p> <p>③ 特定受益証券発行信託の信託財産につき納付した所得税(外国所得税を含む。)の額は、その収益の分配に係る源泉徴収税額から控除する。</p> <p>④ 特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託については、その受託者に対し、信託財産から生ずる所得について、等が受託者の固有財産から生ずる所得とは区分して法人税を課税する。</p> <p>⑤ 受益証券発行信託の収益の分配及び収益証券の譲渡対価については、受益者の告知制度及び支払調書制度の整備を行う。</p> <p>⑥ 受益証券発行信託の受益証券を印紙税の課税対象に加える。</p> <p>(2) 受益者等の存在しない信託</p> <p>① 受益者等の存在しない信託(遺贈により設定された目的信託、委託者の地位を有する者のいない信託で受益者が特定されていないもの等)については、その受託者に対し信託財産から生ずる所得について、当該受託者の固有財産から生ずる所得とは区別して法人税を課税する。</p> <p>② 受益者等の存在しない信託を設定した場合には、委託者においてはみなし譲渡課税又は寄附金課税を、受託者においてはその信託財産の価額に相当する金額について受贈益課税を行う。</p> <p>③ 受益者等の存在しない信託に受益者等が存することとなった場合には、当該受益者等の受益権の取得による受贈益について、所得税又は法人税を課税しない。</p>	(1)及び(2)は原則として、新信託法の適用を受ける信託につき適用し、(3)は原則として、新信託法の施行の日以後の受益権の移転等につき適用

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得、法人、相続税	〔信託税制(続)〕	<p>④ 受益者等の存在しない信託が終了した場合には、残余財産を取得した帰属権利者に対して所得税又は法人税を課税する。</p> <p>⑤ 受益者等の存在しない信託を利用した相続税・贈与税の租税回避に対しては次の措置を講ずる。</p> <p>イ. 信託により受託者に適用される法人税率と相続等により適用される相続税率等の差を利用した租税回避については、受託者に相続税等を課税(法人税等は控除)する。</p> <p>ロ. 受益者等が特定した時に、世代飛ばしとなる場合には当該受益者等に贈与税を課税する。</p> <p>⑥ 公益信託については現行と同様の取扱いを維持する。</p> <p>(3) 受益者連続型信託等 信託行為に、一定の場合に受益権が順次移転する定めのある信託、受益者指定権等を有する定めのある信託、その他これらの信託に類似する信託については、次とおり課税する。</p> <p>① 設定時において受益者等に対して、委託者から受益権を遺贈又は贈与により取得したものとみなして相続税、贈与税又は所得税を課税する。</p> <p>② 次の受益者等以降の者に対しては、その直前の受益者等から遺贈又は贈与により受益権を取得したものと、その直前の受益者等は受益権を遺贈又は贈与したものと、それぞれみなして、相続税、贈与税又は所得税を課税する。</p> <p>2. 信託を利用した租税回避への対応その他の信託課税の適正化措置</p> <p>(1) 法人(公共法人又は公益法人等を除く。)が委託者となる信託のうち、次のいずれかの要件に該当するものについては、その受託者に対し、信託財産から生ずる所得について、当該受託者の固有の財産から生ずる所得とは区分して法人税を課税する。</p> <p>① 当該法人の事業の全部又は重要な一部(その譲渡につき会社法第467条の決議を要するものに限る。)が信託され、かつ、その受益権の50%超を当該法人の株主に交付することが見込まれること(その信託財産に属する金銭以外の資産の種類がおおむね同一である場合を除く。)</p> <p>② その受託者が当該法人又は当該法人との間に特殊の関係のある個人若しくは法人(以下「特殊関係者」という。)であり、かつ、その信託期間が20年を超えるものとされていること(当該信託の信託財産に帰属する主たる資産が、耐用年数20年を超える減価償却資産(減価償却資産以外の固定資産を含む。)又は償還期間が20年を超える金銭債権とされている場合等を除く。)</p> <p>③ その受託者が当該法人又はその特殊関係者であり、かつ、その受益権の一部を当該法人の特殊関係者が保有する信託で、当該特殊関係者に対する損益の分配割合が変更可能であること。</p> <p>(2) 信託損失に係る所得税の取扱い 信託財産に帰せられる収入及び支出の帰属の原則が適用される信託の個人受益者等につき、当該信託に係る不動産所得の金額の計算上生じた損失については、生じなかったものとみなす。</p> <p>(3) 信託損失に係る法人税の取扱い 信託財産に帰せられる収入及び支出の帰属の原則が適用される信託の法人受益者等に帰せられる信託損失のうち当該法人受益者等の信託金額を超える部分の金額は、損金の額に算入しないこととする。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得、法人、相続税	〔信託税制(続)〕	<p>また、信託損失が生じた場合に法人受益者等に対しこれを補てんする契約が締結されていること等により当該法人受益者等の信託期間終了までの間の累積損益が明らかに欠損とならない場合には、その法人受益者等に帰せられる信託損失の全額を損金の額に算入しないこととする。</p> <p>(4) 合同運用信託の範囲を適正化する。</p> <p>3. その他所要の整備</p> <p>(1) 所得税・法人税等関係</p> <p>① 投資信託その他の信託財産に帰せられる収入及び支出の帰属の原則が適用されない信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割信託若しくは従前の信託(以下「旧信託」という。)の受益者は、当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る承継信託若しくは新たな信託の受益権以外の資産の交付を受けていない場合には、その旧信託の受益権の譲渡損益の計上を繰り延べる。</p> <p>② 信託財産を有するものとされる受益者、委託者その他の者の範囲等について整備を行う。</p> <p>③ 受託者に対し法人税を課税する信託について、国内の営業所に信託されたものは、内国法人と同様の課税を行うこととし、国外の営業所に信託されたものは、外国法人と同様の課税を行うこととする。</p> <p>(2) 調書等に関する整備</p> <p>① 信託に関する受益者別(委託者別)調書</p> <p>イ. 提出義務者の変更 受託者に提出義務を課すこととする。</p> <p>ロ. 提出時期の追加 次の場合に提出義務を課すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益者が変更されたとき ・ 受益権の内容の変更があったとき ・ 受益権の放棄又は消滅があったとき 等 <p>ハ. 記載事項の追加等 信託の期間等の事項の追加等所要の整備を行う。</p> <p>② 信託の計算書 記載事項として、受益者指定権等を有する者に関する事項、信託財産に属する資産及び負債の明細等を追加するほか、所要の整備を行う。</p> <p>(4) 消費税関係 消費税における信託財産に係る資産の譲渡等の帰属等については、法人税等に準じて所要の見直しを行う。</p>	<p>原則として、新信託法の適用を受ける信託につき適用</p> <p>平成 19 年 10 月 1 日以後に調書を提出すべき事由が生じた調書につき適用</p> <p>新信託法の施行の日以後開始事業年度に係る計算書につき適用</p>
その 他 の 国 税	〔登録免許税〕	<p>1. 住宅用家屋の所有権の保存登記に対する税率軽減措置 適用期限を2年延長する。</p> <p>2. 住宅用家屋の所有権の移転登記に対する税率軽減措置 所要の規定の整備を行ったうえ、適用期限を2年延長する。</p> <p>3. オンライン登記申請に係る税額控除制度の創設 次の登記を受けようとする者が、平成 20 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの間に電子情報処理組織を使用して当該登記の申請を行った場合には、一定の要件の下、当該登記に係る登録免許税額からその 10%に相当する額(5,000 円を限度とする。)を控除する。</p> <p>(1) 不動産登記のうち、所有権保存登記及び移転登記等</p> <p>(2) 株式会社、合名会社、合資会社等の設立登記</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
そ の 他 の 国 税	[印紙税]	1. 不動産の譲渡に関する契約書等に係る税率の特例措置適用期限を2年延長する。	
そ の 他		1. 個人事業税の課税対象事業から助産師業を除外する。 2. 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を56万円（現行53万円）に引き上げる。	
検 討 事 項		<p>1. わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、京都議定書目標達成計画に沿って、国、地方をあげて多様な政策への取組みを実施し、6%削減約束を確実に達成することとしている。</p> <p>環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置付け、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。</p> <p>2. 少子・長寿化が急速に進展し、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体の意識改革や働き方の見直し、さらには歳出面における取組みと合わせて、税制面においても少子化対策に取り組むことが重要な課題となっている。</p> <p>このため、扶養控除のあり方を検討するとともに、少子化対策のための国・地方を通じて必要な財源の確保について、税制の抜本的・一体的改革の中で検討する。</p> <p>3. 少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているという指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う。</p> <p>4. 要援護高齢者等の介護費用に係る税制上の措置については、介護保険の実施状況や介護保険制度改革に向けた検討状況を勘案しつつ、税制の抜本的改革における特別な人的控除の見直しとの関係等も踏まえ、具体的な検討を行う。</p> <p>5. 納税者番号制度については、適正公平な課税の実現及び納税者の税制への信頼の向上に資するため、幅広い民間利用を可能とする付番方式や番号記載の対象となる取引の範囲のほか、セキュリティ確保、プライバシー保護や番号利用にかかるコスト、経済取引への影響などについて、国民の理解を得ながら、積極的にその導入に向けた具体的な検討を進める。</p> <p>6. 事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な問題があり、その解決を図ることは、雇用の確保や地域の経済活力維持の観点からも重要である。</p> <p>こうした観点から、中小企業の事業承継の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体のあり方とともに、幅広く検討する。</p> <p>7. 信託税制については、信託法改正後の信託の利用実態を踏まえつつ、信託制度の発展及び租税回避防止の観点から、必要な見直しを引き続き検討する。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
検討事項(続)		<p>8. 外航海運業者の日本籍船に係るみなし利益課税(いわゆるトン数標準税制)については、非常時における対応を含む安定的な国際海上輸送を確保するために外航海運業者が果たすべき役割及び当該政策目的を達成するための規制等を明確にする法律が平成 20 年の通常国会において整備されることを前提として、平成 20 年度税制改正において具体的に検討する。</p> <p>9. 長期保有土地等に係る買換え特例については、地価及び土地取引の動向、企業の事業再編の状況等を勘案しつつ、他の買換え特例制度とのバランスにも配慮しながら、期限が到来する平成 20 年末までに所要の見直しについて検討する。</p> <p>10. 公益法人制度改革については、制度の詳細設計を踏まえ、平成 20 年中に予定される新制度施行までの間に、それに対応した税制上の措置を講ずる。具体的には新たな制度の下で公益性の認定を受ける法人の課税対象範囲、税率等について、公益的な事業活動が果たす役割の重要性に配慮しつつ適正な課税の確保を図る観点から、公益的な事業として行う事業の内容や営利競争の排除の必要性等を踏まえ、検討する。 また、公益性の認定を受ける法人やその寄附者等が寄附金税制の適用を受けるための要件、手続等のあり方を検討するとともに、認定NPO法人制度について、所要の検討を行う。</p> <p>11. 郵政民営化に伴う郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、民営化委員会における3年ごとの見直しに当たり、郵政民営化に係る新会社の経営状況等を勘案し、引き続き所要の検討を行う。</p> <p>12. 自動車関係諸税については、税制の簡素化が必要との指摘もあり、今後の抜本的な税制改革にあわせ、環境に与える影響や厳しい財政状況等も踏まえつつ、そのあり方を総合的に検討する。</p> <p>13. 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するものであり、地方分権を支える重要な税であるという性格を踏まえ、均等割について、その標準税率を引き上げる方向で検討する。</p> <p>14. 公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税における公的年金からの特別徴収について、平成 21 年度を目途に導入できるよう、関係省庁、市町村等において、システム開発等の所要の準備を進める。</p> <p>15. 現在、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業の4業種については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことを検討する。</p>	

